

平成 28 年度輸送の安全に関する目標

平成 28 年 4 月 1 日

仙台市交通局自動車運送事業安全管理規程第 6 条の規定に基づき，平成 28 年度の輸送の安全に関する目標を次のとおり定める。

交通局自動車部

1 有責事故抑止目標

有責事故を抑止するための目標は，平成 26 年 1 月～12 月における有責事故件数を基に，10 万kmあたりの発生件数 0.56 件を基準値とし，「仙台市自動車運送事業経営改善計画」（延長計画）に定める年次計画により，平成 27 年度の目標は基準値の 20%減，平成 28 年度は更に 5%減となるように設定した。

① 各年度における 10 万kmあたりの全体の有責事故抑止目標

年 度	27 年度	28 年度
有責事故抑止目標	0.45 件	0.42 件

平成 26 年 1 月～12 月における 1 年間の有責事故発生件数 103 件 ÷
走行距離数 18,385,498 km × 10 万 km ≒ 0.5602 件（基準値）

平成 27 年度 0.56 件 × 0.8 ≒ 0.45 件

平成 28 年度 0.56 件 × 0.75 ≒ 0.42 件

② 平成 28 年度における全体の有責事故抑止目標※ 71 件

※年間予定走行距離 17,130,626 km × 10 万 km あたり有責事故目標 0.42 件 ÷ 10 万 km = 71.95

（小数点以下切捨て）

各営業所・出張所ごとの平成 28 年度有責事故抑止目標※

営業所・出張所名	年間予定走行距離数	有責事故抑止目標
川内営業所	2,407,237 km	10 件
長町営業所	2,122,603 km	8 件
実沢営業所	3,492,005 km	14 件
東仙台営業所	2,550,933 km	10 件
霞の目営業所	3,277,341 km	13 件
白沢出張所	2,209,283 km	9 件
七北田出張所	1,071,224 km	4 件

※各営業所・出張所の有責事故抑止目標件数の合計は，②全体の有責事故抑止目標と合致しない。

2 路上故障抑止目標

バス車両の路上故障の発生を抑止するための目標は、平成 23 年度を前期最終目標値より 1 件減の 40 件とし、以降各年度 1 件減とする。

平成 27 年度は、年度途中の地下鉄東西線開業後の車両数減を考慮し、平成 26 年度から 2 件減とする。また、平成 28 年度は、27 年度当初からの車両数減により 2 件減とする。

① 各年度における全体の路上故障抑止目標

年 度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
抑止目標	38 件	37 件	35 件	33 件

各整備工場ごとの平成 28 年度路上故障抑止目標

整備工場名	全体	川内	長町	実沢	東仙台	霞の目
路上故障抑止目標	33 件	8 件	5 件	9 件	5 件	6 件

※白沢出張所は川内営業所で、七北田出張所は実沢営業所の整備工場で行う。